

「とくぎん総合口座取引規程」の一部改定について

令和元年 5 月 24 日

令和元年 6 月 10 日より「総合口座」の定期預金担保による貸越限度額を 300 万円から 500 万円に引き上げることに伴い、「とくぎん総合口座取引規程」を改定しますのでお知らせします。

記

1. 改定の内容

改定後（下線部が変更箇所）
<p>7.（当座貸越）</p> <p>(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。</p> <p>(2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の定期預金の合計額の 90%（千円未満は切捨てます。）または <u>500 万円</u> のうちいずれか少ない金額とします。</p> <p>(3) 前 1 項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記 9 条 1 項 A の貸越利率の高い順にその返済にあてます。</p>
<p>8.（貸越金の担保）</p> <p>(1) この取引に定期預金があるときは、後記 2 項の順序に従い、合計額について、<u>556 万円</u> を限度に貸越金の担保として質権を設定します。</p> <p>(2) この取引に定期預金があるときは、後記 9 条 1 項 A の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金等が数口ある場合には、預入日（継続をしたときにはその継続日）の早い順序に従い担保とします。</p> <p>(3) A. 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前 7 条 2 項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前 1 項、2 項と同様の方法により貸越金の担保とします。</p> <p>B. 前号 A の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の（仮）差押にかかる定期預金についての担保権は引き続き存続するものとします。</p>

2.改定日

令和元年 6 月 10 日（月）

以上